

函館市パートナーシップ宣誓者の市営住宅等の入居に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「宣誓要綱」という。）の規定によりパートナーシップの宣誓を行った者が行う市営住宅および特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居に関する取扱いについて、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(親族に準ずる者の資格)

第2条 函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）第6条第1項第4号アおよび函館市特定公共賃貸住宅条例（平成9年函館市条例第30号）第6条第1項に規定する親族に準ずる者として市長が別に定めるものは、宣誓要綱第4条第1項の規定により入居者本人または同居者と共に宣誓を行った者（宣誓要綱第10条第2項の規定によりパートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出した者を除く。以下「パートナー」という。）およびその子とする。

(提出書類)

第3条 パートナーと同居しようとする入居者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓要綱第5条第1項に規定する受領証等（以下「受領証等」という。）の写しまたは同条第2項に規定する転入予定者受付票（以下「受付票」という。）の写し

(2) 別記様式の同意書

(3) 子との関係を確認できる戸籍抄本または住民票（パートナーの子と同居しようとする場合に限る。）

2 前項第1号に規定する受付票の写しを提出した者は、受領証等の交付を受けたときは、入居可能日の翌日から起算して14日以内にその写しを提出しなければならない。この場合において、受付票に記載されている有効期限を経過してもなお受領証等の提出がないときは、市長は、期限を定めて市営住宅等の明渡しを請求することができる。

(パートナーシップ解消等の確認)

第4条 市長は、入居者または同居者がパートナーシップの解消等により受領証等を返還したときは、宣誓要綱第10条第2項の規定により提出されたパートナーシップ宣誓書受領証等返還届の写しにより、その事実を確認するものとする。

(その他)

第5条 市営住宅入居申込書または各種通知書等に記載する氏名は、戸籍上のものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。